

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

平成 25 年 9 月 18 日森第 945 号
改正 平成 29 年 11 月 1 日森第 969 号

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、島根県における特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本的な方針であり、法第 3 条第 1 項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」（平成 25 年 6 月 24 日付け農林水産省告示第 2072 号）に即するとともに、森林法第 5 条第 1 項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画（江の川下流森林計画区、斐伊川森林計画区、隠岐森林計画区、高津川森林計画区）に適合して（特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。）、次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

国はこれまで、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間で、全国で年平均 55 万ヘクタールの間伐の実施を目標として、集中的に間伐の実施を促進してきた。このため、本県においても、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間で、民有林の間伐と造林の面積 74,000ha（年平均 14,800ha）を目標として、間伐等の実施の促進に取り組んできたところである。

国は、森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性並びに我が国の国際的な責務を踏まえ、引き続き、間伐等の実施を促進し、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間に、全国で年平均 52 万 ha の間伐を実施することを目標としている。また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。

本県では、森林資源が成熟しつつあることから、産業振興と環境保全を両立させる「循環型林業」の実現に向けて「伐って・使って・植えて・育てる」施策を実施している。こうした施策の効果で、製材工場の規模の拡大や高品質化、製材品の県外出荷のほか、合板工場での国産材利用の推進、温浴施設等でのバイオマスボイラー導入やバイオマス発電の事業化が決定するなど、木材を使っていく体制が急速に構築されつつあり、その需要に向けて供給していくため、主伐材や間伐材の搬出が必要となってきた。

これらのことから、本県では、国が進める森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に加え、循環型林業の実現に向けた木材生産等のため、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積は、39,200ha（年平均 4,900ha）とする。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町村が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で設定するものとする。

- ① 地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること
- ② 造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること
- ③ 特定間伐等（作業路網等の施設（間伐特措法第 5 条第 2 項第 3 号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること

- ④ 特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定すること

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町村が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

- ① 事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町村森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること

計画の様式については、別添の様式を参考とすること

- ② 事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること

- ③ 目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地の早期の解消に向けた造林等についての促進に十分に配慮すること

- ④ 関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業体による提案制度を活用して計画を作成すること

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。

- ① 森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第 11 条第 1 項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

- ② 施業の集約化等の取組の推進

市町村や間伐実施者は、森林施業の受委託契約や施業実施協定の締結又は「木材生産団地」（島根県木材生産団地設定要領平成 19 年 3 月 28 日付け森第 1832 号）の設定を推進する等、施業の集約化等の取り組みの推進に努めること。

- ③ 路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めることとし、特に森林作業道は、「しまねで目指す道づくり～壊れにくい林内路網整備に向けて～」に基づき開設すること。

- ④ 間伐等の効率化・低コスト化の推進

地域の地形・地質等の特性に応じた路網の整備、森林施業の集約化（「木材生産団地化」）や高性能林業機械の導入等により施業の合理化を図ること。

また、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に努めること。

⑤ 間伐材の利用の推進

間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成と木材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

⑥ 人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成に努めること。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県は、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあり、平成 27 年度末時点での人工林面積に占める 11 齢級以上の割合は、32%であったものが、平成 32 年には 43%程度に増加すると見込まれる。

また本県における将来の人工林面積は、江の川下流地域森林計画、斐伊川地域森林計画、隠岐地域森林計画及び高津川地域森林計画における造林計画面積や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、年間約 806ha と見込まれている。

このような中、将来にわたり本県の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再造林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であるとともに、その際、従来の種苗よりも成長に優れたものを広く利用していくことが極めて重要である。

今後、再造林を中心に必要となる特に優良な種苗の確保のためには、農林水産大臣が指定した、特定母樹により構成された採種園及び採穂園（以下、「採種園等」という。）の造成並びに既存の採種園等の母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県においては、将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗、多雪地域における雪害抵抗性を有する種苗等の地域の事情に応じた種苗を除き、特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県立緑化センター及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、特定母樹により構成された採種園等を平成 28 年度から整備し、平成 32 年度までに、ヒノキ 2,080 本（2 回目間伐後 520 本）の特定母樹を増殖することを目標とする。なお、スギについては、現在、本県で増殖に適した特定母樹は指定されていないものの、今後の指定に応じて取組を推進することとする。

注) 必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たりヒノキ採種園で種子を採取する場合は 12.5 本を目安とする。

6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

(1) 種穂の生産に関する事項

本県では、県立緑化センターに県営の採種園等を既に整備しており、そこに植栽された母樹から県内の苗木生産事業者に種穂を配布してきたところである。

今後、県立緑化センターでは、特定母樹の増殖や採種園等の整備を図るものの、その整備に当たっては、民間による同様の取組の促進を妨げることはないよう、採種園等の規模、種穂の供給先等を明らかにするものとする。

特定母樹から採種する種穂は、島根県林業種苗協同組合等の関係者と調整を図った上

で、県内の苗木生産事業者に広く配布することとする。

(2) 苗木の生産に関する事項

本県には、平成 28 年度末時点で 33 者の苗木生産事業者が、スギ、ヒノキ等の林業用苗木を約 977 千本生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。

今後、増加が見込まれる再造林を適切に行っていくためには、特定母樹から採種する種穂によって苗木を生産する苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、島根県林業種苗協同組合、県、市町村、森林組合等の種苗関係者は、本県における将来の種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、特定母樹から採取する種穂により生産される特に優良な種苗の生産に必要な苗畑及び施設等の整備を進めていくこととする。

また、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特に優良な種苗の普及に努める。

加えて、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗については、平成 31 年からの種子の配布を目指し、平成 26 年から採種園を造成しているほか、マツノザイセンチュウやスギカミキリ、雪害に抵抗性の特性を有する種苗等の種穂から生産される苗木の生産等の多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈りの省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を平成 31 年度末までに概ね 284 千本とするよう拡大を加速する。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を、樹種ごとに採種園造成の場合、9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあっては 2 種類）以上選定するものとする。なお、本県の気候条件に適した特定母樹の種類は、別途、公表するものとする。

ただし、本県の気候条件等に適した種類が同時に 9 種類確保できない場合、まず 9 種類がすべてそろった状態の採種園の設計を行う。そして、2 種類以上の特定母樹が確保することができた時点から採種園の造成を開始し、追加指定された特定母樹を順次採種園に植栽していく（以下「順次植栽式採種園」と表記）。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受けて県立緑化センターや認定特定増殖事業者で増殖するが、その時期には、適期があることから、必要な配布本数や配布時期について特定母樹所有者と調整を行う。

(2) 特定母樹を増殖する方法

特定母樹を増殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。実際に挿し木又は接ぎ木による増殖をする場合、事前に県の指導や助言等を受けて行うこととする。また、挿し木又は接ぎ木で増殖する際は、増殖後の個体にラベリングするなどにより、増殖した個体の種類、種類ごとの増殖本数を把握できるよう

適切に管理するものとする。余分に増殖した苗木や増殖に供した育成木の本数管理も行い、特に増殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

(3) 特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木による増殖によって増殖した特定母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備する土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する特定母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

増殖した特定母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する特定母樹の本数及び配置は、植栽する特定母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、別紙1の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、特定母樹の植栽間隔、特定母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

(4) 特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、県内の苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町村、島根県林業種苗協同組合、森林組合等の県内関係者と十分調整を図った上で決めることとする。

(5) 特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、別紙2の基準を目安とし、特定母樹の増殖、特定母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

(1) 特定増殖事業の実施の促進に寄与する取組

県は、認定特定増殖事業者に対し、特定増殖事業の確実かつ効果的な実施に関し、特定母樹を開発し、所有している国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等と連携を図りつつ、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。また、認定特定増殖事業者に対して、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。

(2) 特定増殖事業の実施の促進に向けた国等の連携

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うとともに、国、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター関西育種場等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。

9 その他

特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等の様式については、別記様式のとおりとする。

別紙 1

特定母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する特定母樹の本数、配置及び管理（基準）

【スギ・ヒノキ採種園及びスギ採穂園における特定母樹の本数、配置及び管理（基準）】

①スギミニチュア採種園

- ・ 9種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては2種類）以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法）により植栽。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は1.2～2.5m、3ブロックを基本とし、必要な種子（山行苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの種子採種量35g/年が目安）。
- ・ 採種園の周囲には、作業内容を勘案し、必要に応じて幅員1.2m以上の作業道を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を1.6m以上（同一クローン間は5m以上）、樹高は、原則1.2mとし、1ブロック当たり36本（特定母樹が2種類の場合）の3ブロックを順次造成する。

②スギ採種園

- ・ 9種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては2種類）以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法）により植栽。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は4.0～5.0m程度を基本とし、必要な種子（山行苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（植栽木1本当たりの種子採種量75g/年が目安）。
- ・ 採種園の周囲には、作業内容を勘案し、必要に応じて幅員1.2m以上の作業道を設置。
- ・ 本県の気候条件等に適した種類が同時に9種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・ 「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を5.0m以上とし、1ブロック当たり36本（特定母樹が2種類の場合）の3ブロックを順次造成する。

③スギ採穂園

- ・ 特定母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 特定母樹の植栽間隔は1.0～2.5m、造林に必要な山行苗の本数を勘案して特定母樹を植栽（植栽木1本当たり採穂数は25本/年程度が目安）。
- ・ 採穂園の周囲には、作業内容を勘案し、必要に応じて幅員1.2m以上の作業道を設置。

④ヒノキミニチュア採種園

- ・ 9種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては2種類）以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法等）により植栽。

- ・特定母樹の植栽間隔は 1.8m～2.5m 、3 ブロックを基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（植栽木 1 本当たりの種子採種量 15 グラム/年が目安）。
- ・採種園周囲には、作業内容、作業車輛を勘案し、幅員 1.2m以上の作業路を設置。
- ・本県の気候条件等に適した種類が同時に 9 種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を 1.6m 以上（同一クローン間は 5m 以上）、樹高は、原則 1.2m とし、1 ブロック当たり 36 本（特定母樹が 2 種類の場合）の 3 ブロックを順次造成する。

⑤ヒノキ採種園

- ・9 種類（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては 2 種類）以上の特定母樹を単木混交配置又は採種園の規則的な設計（ギールティッヒ法）により植栽すること。
- ・特定母樹の植栽間隔は 4.0～5.0m 程度を基本とし、必要な種子（山行き苗）の数量を勘案して特定母樹の植栽本数を決定（植栽木 1 本当たりの種子採種量 100g/年が目安）。
- ・採種園の周囲には、作業内容を勘案し、必要に応じて幅員 1.2m以上の作業道を設置。
- ・本県の気候条件等に適した種類が同時に 9 種類確保できない場合、「順次植栽式採種園」で整備する。
- ・「順次植栽式採種園」で植栽する場合、自殖率を抑制するため植栽間隔を 5.0m 以上とし、1 ブロック当たり 36 本（特定母樹が 2 種類の場合）の 3 ブロックを順次造成する。

別紙 2

スギ・ヒノキ採種園及びスギ採穂園における各年次の作業内容（基準）

①スギミニチュア採種園

年次	作業内容
1	特定母樹の接ぎ木苗 9 種類各 5 本、計 45 本（「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×5 本、特定母樹が 2 種類の場合は合計 10 本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1 種類当たり 5 本を購入）を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の特定母樹から 1 本当たり 10 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 50 本）、接ぎ木苗として 450 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合は、100 本）養苗（得苗率 5 割を目標）
4	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（施肥、植栽本数 216 本（72 本×3 ブロック）） （交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあっては、養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（施肥、植栽本数 24 本（8 本×3 ブロック））
5	育成
6	着花促進（ジベレリン処理）、育成
7	採種、種子配布
8	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
9	育成
10	苗木配布

注 1) 3 ブロック分

注 2) 育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

②スギ採種園

年次	作業内容
1	特定母樹の接ぎ木苗 9 種類各 10 本、計 90 本（「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×10 本、特定母樹が 2 種類の場合は合計 20 本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1 種類当たり 10 本を購入）を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の特定母樹から 1 本当たり 10 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 100 本）、接ぎ木苗として 900 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあっては、200 本）養苗（得苗率 5 割を目標）
4	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 432 本）、施肥 （交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあっては、養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（植栽本数 72 本）、施肥）

～	育成
9	1回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし)、育成
10	育成
11	2回目間伐(「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし)、育成
12	育成
13	着花促進(ジベレリン処理)、育成
14	採種、種子配布
15	苗畑に播種(苗木生産まで行う場合)
16	育成
17	苗木配布

注1) 着花促進(ジベレリン処理)、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注2) 育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

③スギ採穂園

年次	作業内容
1	特定母樹の接ぎ木苗9種類各2本、計18本を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、苗畑に定植(施肥、深耕)
2	育成
3	育成後の特定母樹から1本あたり10本の穂木(接ぎ穂)を採取(各種類20本)、接ぎ木苗として180本養苗(得苗率5割を目標)
4	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採穂園に植栽(造成、植栽本数90本)、施肥
～	育成
8	採穂、穂木配布
9	苗畑に植栽(苗木生産まで行う場合)
10	育成
11	苗木配布

注) 育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

④ヒノキミニチュア採種園

年次	作業内容
1	特定母樹の接ぎ木苗9種類各5本、計45本(「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×5本、特定母樹が2種類の場合は合計10本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1種類当たり5本を購入)を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、苗畑に定植(施肥、深耕)
2	育成
3	育成後の特定母樹から1本あたり10本の穂木(接ぎ穂)を採取(各種類50本)、接ぎ木苗として450本(交配により優良樹木が生じることが明らかな場合においては、100本)養苗(得苗率5割目標)

4	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（施肥、植栽本数 216 本（72 本×3 ブロック）（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては、養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（施肥、植栽本数 24 本（8 本×3 ブロック））
～	育成
5	採穂、穂木配布
6	苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
7	育成
8	苗木配布

注： 育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

⑤ヒノキ採種園

年次	作業内容
1	特定母樹の接ぎ木苗 9 種類各 10 本、計 90 本（「順次植栽式採種園」の場合、購入することができる特定母樹の種類×10 本、特定母樹が 2 種類の場合は合計 20 本。購入することができる特定母樹が開発され次第、1 種類当たり 10 本を購入）を国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等から購入、苗畑に定植（施肥、深耕）
2	育成
3	育成後の特定母樹から 1 本当たり 8 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 80 本）、接ぎ木苗として 720 本（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては、160 本）養苗（得苗率 5 割を目標）
4	育成
5	養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（造成、植栽本数 324 本）、施肥（交配により優良樹木が生じることが明らかな場合にあつては、養苗後の接ぎ木苗を母樹として採種園に植栽（造成、植栽本数 72 本）、施肥）
～	育成
1 2	1 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
1 3	育成
1 4	2 回目間伐（「順次植栽式採種園」の場合は間伐なし）、育成
1 5	育成
1 6	着花促進（ジベレリン処理）、育成
1 7	採種、種子配布
1 8	苗畑に播種（苗木生産まで行う場合）
～	育成
2 1	苗木配布

注 1）着花促進（ジベレリン処理）、採種は間伐以前においても、状況により実施可能。

注 2）育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

島根県〇〇市(町村)

平成〇年〇月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、39,200ha(年平均4,900ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で〇〇〇〇ha(年平均〇〇〇ha)の間伐を行うことを、本〇〇市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地勢図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐の実実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			

- ※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。
- ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。
- ※ 事業主体ごとに集計する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				造林の内容							対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考	
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班	造林面積	うち人工造林			うち天然更新						
							植栽面積	植栽時期	植栽樹種	植栽本数	天然更新面積	天然更新時期				天然更新樹種

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小分班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

※事業主体ごとに集計する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所		内容	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

事業実施主体	事業実施年度	路網起点				路網終点				路線名	路網整備の内容			対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小分班	都道府県	市町村	字(大字)又は林班	地番又は小分班		開設延長	幅員				

※ 事業主体ごとに集計する。

(5) その他の施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名	数量	対図番号又は林小分班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村(郡)	字(大字)又は林班	地番又は林小分班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1 / 25000 地勢図相当の図面又は 1 / 5000 森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小分班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関する事。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関する事。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成と木材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

(別記様式2)

特定増殖事業計画

平成 ○年 ○月 ○日

氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の特定母樹により構成された採種園における整備の規模は、ヒノキの特定母樹の本数2,080本となっている。

このため、本特定増殖事業において、特定母樹合計○○本のスギ採種園及び特定母樹合計○○本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、 特定母樹を増殖する方法	樹種	○ ○ (例：スギ)								
	種類数	○ 種類 (例：9 種類)								
	種類名	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号	特定○○号
増殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	苗木	○○本	○○本	○○本	○○本					
	入手先	○○ (例：国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター)								
増殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本	○○本
	接ぎ木	○○本	○○本							
	その他 (組織培養等)							(例：組織培養) ○○本	(例：組織培養) ○○本	
増殖するための施設等	挿し木	○○ (例：温室)	○○ (例：露地)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	接ぎ木	○○ (例：苗畑)	○○ (例：苗畑)	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
	その他 (組織培養等)							培養室【組織培養】	培養室【組織培養】	
(2) 特定母樹を植栽する土地の所在地	採種園	市町村 (郡)			字 (大字)	地番				
	採穂園	市町村 (郡)			字 (大字)	地番				
(3) 特定母樹を植栽する土地の面積	採種園									ha
	採穂園									ha
	合計									ha
(4) 植栽する特定母樹の本数	採種園									本
	採穂園									本
	合計									本

※ 特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を増殖する方法を記載する。

(2)については、特定母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する特定母樹の配置に関する計画

※設計図を添付する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

- 9種類の特定母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。
(2種類の特定母樹の単木混交配置によるスギミニチュア採種園を造成。)
- 特定母樹の植栽間隔は、1.2mとし、1ブロック当たり72本の3ブロックを順次造成。
(2種類の特定母樹の植栽間隔は、自殖率を下げるために1.6m以上(同一クローン間は5m以上)、樹高は、原則1.2mとし、1ブロック当たり36本の3ブロックを順次造成。また、必要に応じ同一クローン同士の受粉を避けるため、閉鎖資材を設置する。)
- 特定母樹の植栽本数計216本(72本×3ブロック)
(2種類の特定母樹の植栽本数計24本(8本×3ブロック))
- 面積計 388.8m²(2種類の特定母樹で構成の場合416.64m²)
- 特定母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【スギミニチュア採種園設計図】

○1ブロック当たりで植栽する特定母樹

特定母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定○○○号	①	7
特定○○○号	②	7
特定○○○号	③	7
特定○○○号	④	8
特定○○○号	⑤	8
特定○○○号	⑥	8
特定○○○号	⑦	9
特定○○○号	⑧	9
特定○○○号	⑨	9

○ブロックの配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
2行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
4行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
5行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③
7行	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	④	⑤	⑥
8行	⑦	⑧	⑨	①	②	③	⑦	⑧	⑨

○1ブロック当たりで植栽する特定母樹

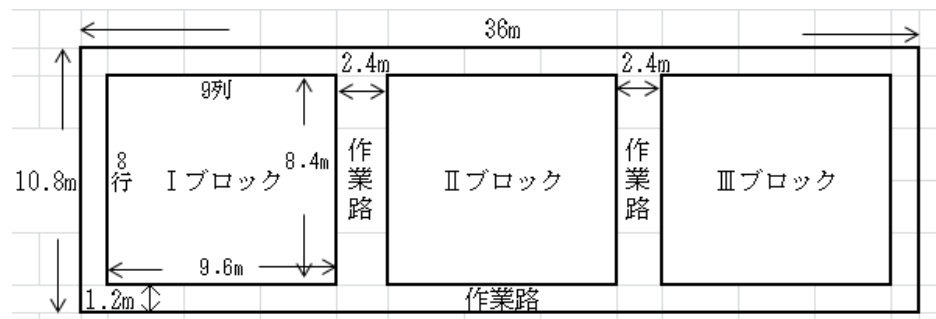
特定母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定○○○号	①	4
特定○○○号	②	4

○ブロックの配置図

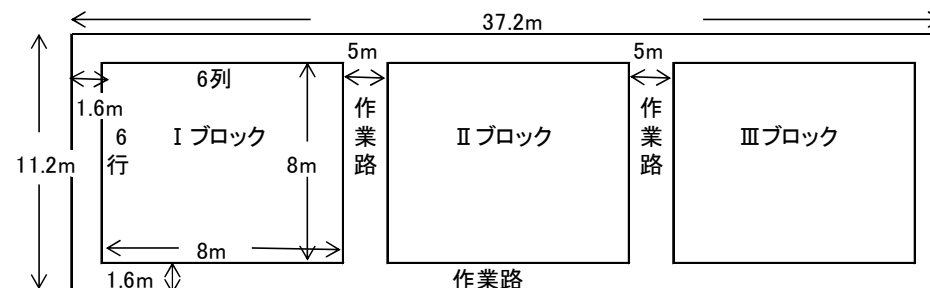
	1列	2列	3列	4列	5列	6列
1行	①	②	●	●	●	●
2行	●	●	●	●	●	●
3行	●	●	●	●	②	①
4行	②	①	●	●	●	●
5行	●	●	●	●	●	●
6行	●	●	●	●	①	②

●については、特定母樹が追加指定となった際に植栽

○スギミニチュア採種園全体の設計図
(9種類の特定期母樹により採種園を造成する場合)



○スギミニチュア採種園全体の設計図
(種類の特定期母樹により採種園を造成する場合)



(スギ採種園を造成する場合の記載例)

- ・ 9種類の特定期母樹によるスギ採種園を造成。
- ・ 特定期母樹1種類当たり、10本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.2mとし、計90本の特定期母樹を植栽。
- ・ 面積計 158.4m²
- ・ 特定期母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【スギ採種園設計図】

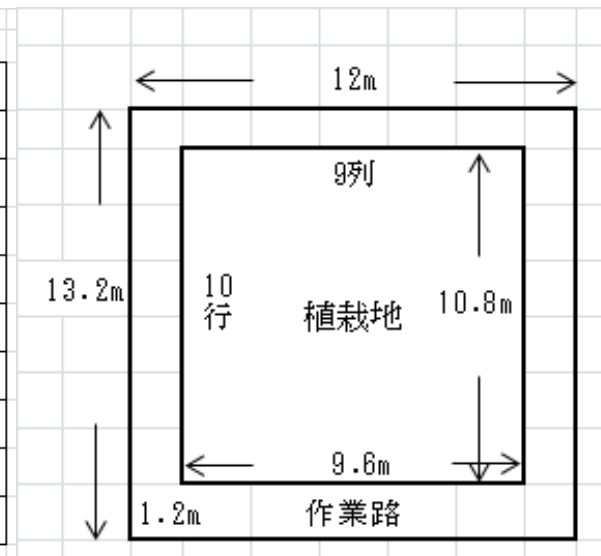
○植栽する特定期母樹の種類、植栽本数

特定期母樹の名称	配置図番号	植栽本数
特定○○○号	①	10
特定○○○号	②	10
特定○○○号	③	10
特定○○○号	④	10
特定○○○号	⑤	10
特定○○○号	⑥	10
特定○○○号	⑦	10
特定○○○号	⑧	10
特定○○○号	⑨	10

○配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
4行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
9行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

○スギ採種園全体の設計図



(6) 植栽する特定母樹の管理に関する計画

※植栽する特定母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度毎の予定を記載する。

(スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例)

○管理の具体的な計画

①植栽

- ・周囲 500m のスギが植栽されていない場所に、特定母樹を植栽することとする。更に、採種園の周囲を囲むように、ヒノキを植栽することとする。
- ・系統管理は、特定母樹の種類を記載したラベルを単木毎に樹幹に付けることにより行う。

②育成

- ・植栽後、適宜、施肥、病虫害防除等の薬剤散布を実施する。

③樹形誘導

- ・除草や整枝剪定等の管理、種子採取等の作業を考慮して、断幹高の目安を 100cm とし、立上りの枝を含めた採種時の樹高の目安を 120cm とする。

④着花促進

- ・着花促進処理として、ジベレリン溶液の散布を実施する。

⑤種子の採取

- ・種子の採取は、林業種苗法第 2 3 条の規定により指定された時期に種子が十分に硬熟した段階で実施する。なお、採種は種子が着果している枝を採取することとするが、この際、採種木への影響を極力少なくすることとし、枝の取過ぎに注意することとする。

⑥整枝剪定

- ・萌芽枝の発生を促進するよう、適期に整枝剪定を行うこととする。

⑦採種のサイクル

- ・採種は、ブロック毎に、3年に1度とする。

○植栽からの年度毎の予定スケジュール

	年次	1	2	3	4	5	6	7
	年度							
Iブロック	作業種	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進	採種
	採種	-	-	-	1回目	-	-	2回目
IIブロック	作業種	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定	着花促進
	採種	-	-	-	-	1回目	-	-
IIIブロック	作業種	-	-	植栽	育成	着花促進	採種	剪定
	採種	-	-	-	-	-	1回目	-

※ 植栽する特定母樹の管理に関する具体的な内容を記載する。また、植栽からの年度ごとの予定を記載する。

3 特定母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

伐採する森林の所在場所	市町村（郡）	字（大字）	地番	林班	小班
森林所有者等の氏名（法人にあっては名称及び代表者）・住所					
伐採面積	ha				
伐採樹種					
伐採齢					
伐採の期間					

※伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

4 特定母樹から採取する種穂の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	種子の精選の有無	配布予定先	配布予定数量
種子				
穂木		—		
苗木		—		

※苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	市町村（郡）	字（大字）	地番
苗畑面積等			

5 特定増殖事業の実施時期

年 月 日～ 年 月 日

※ 特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

（スギミニチュア採種園を造成する場合の記載例）

年次	1	2	3	4	5	6	7	8
年度								
特定母樹の増殖	→							
植栽予定地の森林の伐採		→	→	→				
特定母樹の植栽			→	→	→			
特定母樹の育成			→	→	→	→	→	→
種子の採取							→	
種子の配布							→	→

※特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

※ 特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業種等の種類	予定年度	資金調達先別金額（千円）				合計
		自己資金	林業・木材産業改善資金	その他借入金	その他（補助金等）	

(別記様式3)

特定増殖事業計画認定申請書

平成 年 月 日

島根県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名 印

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式4)

特定増殖事業計画変更認定申請書

平成 年 月 日

島根県知事 様

(申請者)

住所 法人にあつては名称
氏名 及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。